

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則  
及び船舶保安認定書等交付規則  
並びに船舶安全法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景及び目的

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「保安法」という。）第2条第1項第1号に掲げる船舶については、法第13条及び第17条の規定に基づき、船舶警報通報装置等の設置などの保安確保のために必要な措置が講じられているか検査を行い、要件を満たしていると認められた場合に国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成16年国土交通省令第59号。以下「保安法施行規則」という。）第27条及び第34条の規定に基づく様式の船舶保安証書及び臨時船舶保安証書の交付を行っている。また、同様に保安法第26条の規定に基づき、条約締約国の船舶に関して保安法施行規則第50条の規定に基づく様式の船舶保安証書に相当する証書の交付を行っている。加えて、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第10条の2の規定に基づき、最初の定期検査に合格した船舶に対して船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号。以下「安全法施行規則」という。）第46条の規定に基づく様式の船舶検査手帳の交付を行っているところ。

今般「国際海事機関（IMO）海上安全委員会第80回会合」において、海上における保安を強化する観点から、会社識別番号又は船舶所有者識別番号を1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）上の各種様式に追加する改正がなされたことを受け、保安法施行規則に定める船舶保安証書等及び安全法施行規則に定める船舶検査手帳について以下の改正を行う。

また、上記改正に合わせて、船舶保安認定書等交付規則（平成17年国土交通省告示第423号）に定める船舶保安認定書及び臨時船舶保安認定書の様式について以下の改正を行う。

2. 改正の概要

①以下の様式に会社識別番号に関する記述を追加する。

○保安法施行規則関係

- ・船舶保安証書（第7号様式）
- ・臨時船舶保安証書（第9号様式）
- ・船舶保安証書に相当する証書（第15号様式）

○船舶保安認定書等交付規則関係

- ・船舶保安認定書（第3号様式）
- ・臨時船舶保安認定書（第4号様式）

②以下の様式に船舶所有者識別番号及び会社識別番号に関する記述を追加する。

○安全法施行規則関係

- ・船舶検査手帳（第21号様式）

3. スケジュール（予定）

公布日 : 平成20年11月下旬  
施行日 : 平成21年1月1日